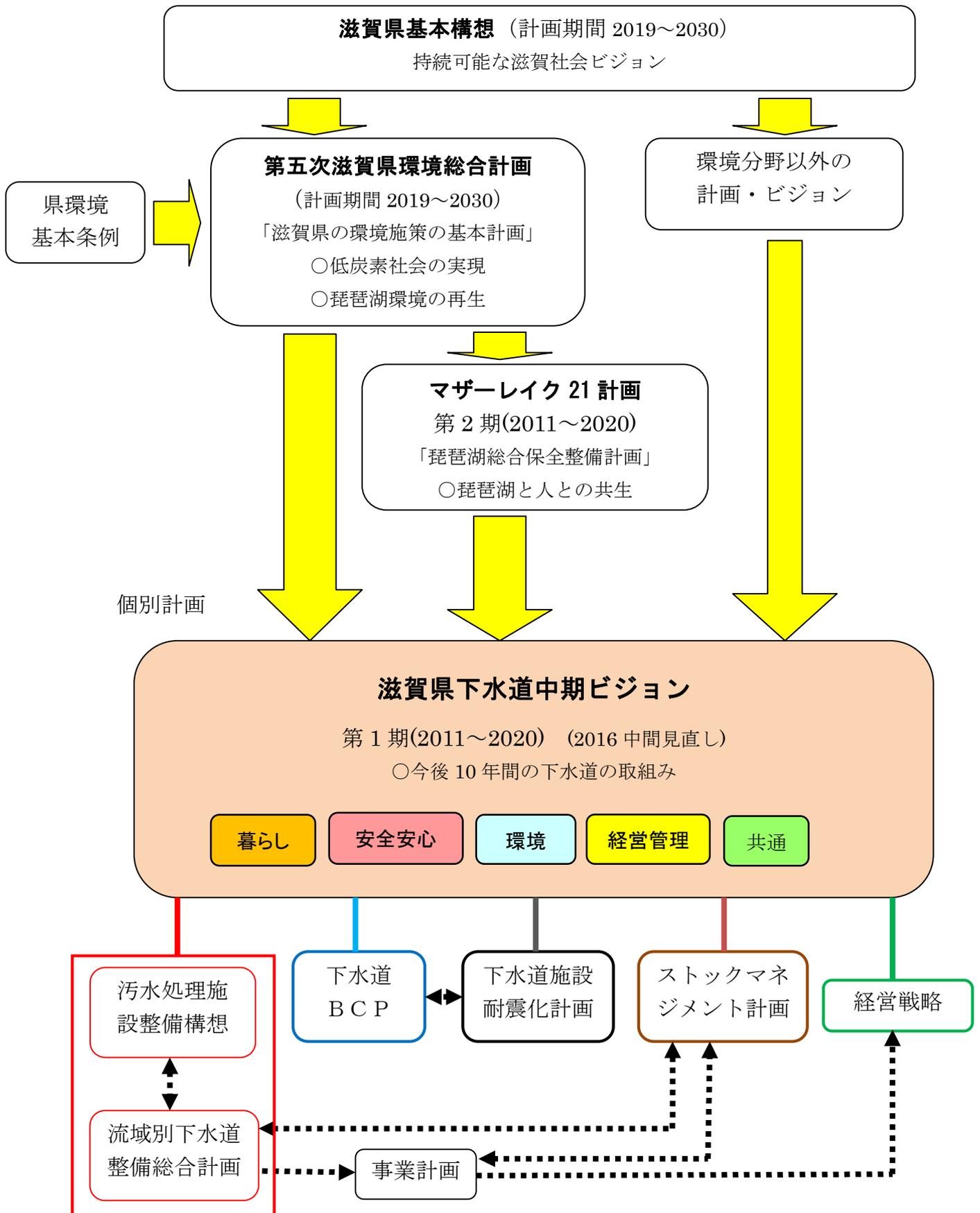


滋賀県下水道中期ビジョンの位置づけ

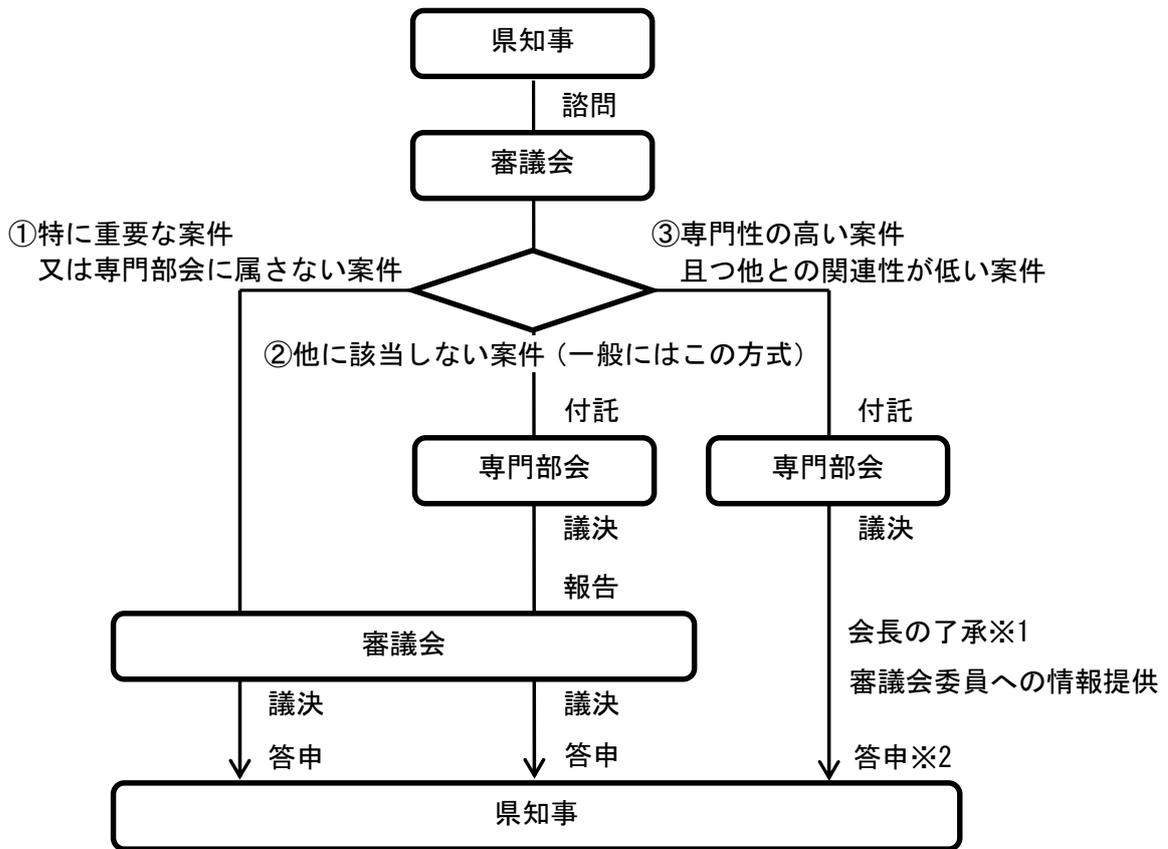


(現行) 滋賀県下水道中期ビジョン体系図

H23 策定 (H28 見直し)

将来像	現状と課題	施策の方向性	将来の姿
I 暮らし 快適な生活と豊かな地域づくりのために	◇汚水処理の未普及地区の残存 ・下水道普及率(H27)は 88.8%(全国 7 位)。全体計画区域内に一部未整備地区が残る。	◇汚水処理普及の促進 ・滋賀県汚水処理施設整備構想による整備目標の設定(市町) ・早期・低コスト型下水道整備の促進(市町)	◇下水道・汚水処理の普及率 下水道普及率 5 年後 10 年後 最終 88.8% 92.2% 97.9% 汚水処理普及率 5 年後 10 年後 最終 98.5% 99.3% 100%
	◇下水道への接続率状況 ・高齢化率の高い市町では低い傾向。	◇適正な汚水処理推進のための接続率の向上 ・接続率向上に関する検討会の実施	
II 安全・安心 安全で誰もが安心して暮らせる地域づくりのために	◇浸水リスクの顕在化 ・局所的集中豪雨の増加により、浸水リスクが顕在化。	◇浸水対策の加速 ・浸水対策施設の整備(県・市町)	◇浸水対策の実施 ・ポンプ場の浸水防止対策を実施
	◇不明水量の増加	◇不明水対策の促進 ・発生源の調査、対策の実施(県・市町)	◇不明水対策の実施 ・市町で不明水発生箇所調査を実施
	◇大規模地震リスクの顕在化	◇県・市町・民間等が一体となった危機管理の充実 ・耐震対策等の推進(県・市町)	◇耐震対策の実施 ・全市町で BCP の策定
	◇施設の老朽化の進行	◇点検・診断・改築のメンテナンスサイクルの確立 ・効率的なストックマネジメントの実施	◇ストックマネジメントの実施 ・ストックマネジメント計画を策定し、効率的な改築更新の実施
III 環境 豊かで魅力ある県土づくりのために	◇水環境に対する持続的な貢献の必要性 ・琵琶湖の水質メカニズム調査結果を踏まえた下水処理の検討が必要。	◇水環境の向上 ・高度処理人口の増加(市町) ・研究機関との連携の推進	◇高度処理人口の増加 ・高度処理人口普及率(市町) 5 年後 10 年後 最終 88.4% 91.8% 97.6%
	◇汚泥リサイクル率の増加と多様なポテンシャル利用 ・汚泥の有効利用率の低下。 ・下水熱利用の拡大。	◇新たなエネルギーの創造、地産地消 ・新たな下水道汚泥の有効利用手法の検討(県・市町) ・下水熱の有効利用	◇下水熱の有効利用 ・下水熱ポテンシャルマップの活用
	◇地球温暖化の進行	◇地球温暖化対策 ・下水道資源を活用した温室効果ガスの削減(県・市町)	◇地球温暖化対策 ・下水道資源を活用し、効率的な運転管理方法を検討・推進(県・市町)
IV 経営管理 持続的な下水道のあゆみのために	◇使用料収入の伸び悩みと老朽化施設の更新費用の増加 ・人口減少、少子高齢化による、使用料収入の伸び悩み。 ・建設された下水道ストックの増大に対応するため、ストックマネジメントが必要。	◇ストックマネジメントの実施と施設管理の広域化・共同化等の導入検討 ・ストックマネジメントの実践 ・維持管理の効率化や広域化・共同化 ・官民連携手法の導入	◇ストックマネジメントの実施 ・ストックマネジメント計画による経営管理 ◇施設管理の広域化・共同化 ・他事業との連携や広域化、共同化を検討・推進
	◇機能・サービスレベル低下の恐れ ・下水道担当職員の減少。	◇下水道の運営力の向上 ・下水道の運営に係る総合的な能力の向上(県・市町)	◇下水道の運営力の向上 ・技術、施設情報の整理・体系化による効率的な施設管理を実施
	◇経営の透明化 ・総務省より、地方公営企業会計の適用要請。県は平成 31 年度の移行を目標。	◇公営企業会計の活用 ・下水道経営の効率化、透明化(県・市町) ・経営戦略の策定(県・市町)	◇公営企業会計の活用 ・県:平成 31 年度迄に公営企業会計を導入 ・市町:平成 32 年度迄に全市町で公営企業会計を導入
V 共通 下水道の見える化・水環境ビジネスの展開のために	◇水環境に対する持続的な貢献の必要性 ・琵琶湖の水質メカニズム調査結果を踏まえた下水処理の検討が必要。	◇水環境の向上 ・高度処理人口の増加(市町) ・研究機関との連携の推進	◇高度処理人口の増加 ・高度処理人口普及率(市町) 5 年後 10 年後 最終 88.4% 91.8% 97.6%
	◇多様なポテンシャルへ期待 ・下水熱利用の拡大。	◇新たなエネルギーの創造 ・下水熱の有効利用	◇下水熱の有効利用 ・下水熱ポテンシャルマップの活用
	◇地球温暖化の進行	◇地球温暖化対策 ・下水道資源の活用	◇地球温暖化対策 ・効率的な運転管理方法を検討・推進

審議会、専門部会での検討、議決の流れ(案)



※1 : 「了承」は会長の権限で行う。

※2 : 「答申」は会長が行う